

切替確認申請書の提出書類と記載例（R7.3 版）

【申請書（2部）】

『施行規則第13条第2項の規定による確認申請書』（様式第17）

提出部数：2部

※省令改正により記名のみ（押印不要）で申請できるようになりました。

[注意]

- ・確認書は2部のうち1部を添付して交付します。
- ・2部ともホチキス止め又はクリップ止めで構いません。
- ・県での確認時に誤記入等が発見された場合は、修正後のものに差替えていただきます。
- ・申請者控え、会計事務所控え等が必要な場合には、これとは別に作成してください（次の捨印対応の場合も同様）。

<捨印による修正対応をご希望される場合>

従来と同様に捨印（法人実印）による修正対応も可能となりました。この場合は次のとおりご提出ください。

提出部数：2部（正本1部＋副本1部）

※正本は捨印のみ、副本は袋綴じにして捨印・割印を押印

[注意]

- ・確認書は副本を添付して交付します。
- ・捨印は正本・副本いずれも1枚目の上部余白の中央付近に押印してください（2枚目以降は不要）。
- ・正本はホチキス止め又はクリップ止めで可です。
- ・副本は袋綴じにして、表と裏に法人実印の割印を押してください。
- ・別紙を参照させる場合（株式を保有する同族関係者等）は、「別紙」も一緒に袋綴じしてください。
- ・添付書類は袋綴じしないでください。

（捨印対応を希望される場合の副本）

様式第17

捨印

令和〇年〇月〇日

印

割印（表と裏）

印

袋綴じ

【添付書類（各1部）】※2部以上提出しないでください。複数同時申請の場合、重複書類の省略は可です。

1. 定款の写し（原本証明が必要）

- ・相続開始の日（先代の死亡日）において有効な定款の写しを添付してください。
- ・この写しに、切替確認申請日と同じ日付で原本証明をしてください（押印は不要）。
- ・原本証明は定款とは別葉にして添える形式でも構いません。
- ・会社名、所在地、目的、株式発行の有無等の変更をしているが定款を改訂していない（履歴事項全部証明書と異なる）場合は、変更した際の議事録の写し等をあわせて添付してください。

<原本証明の例>

この写しは、相続の開始の時（令和●年●月●日）における当法定款の原本と相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇製作所
代表取締役 〇〇 〇〇

2. 株主名簿の写し（原本証明が必要）※相続開始の日のもの

- ・ 相続開始の日付で遺産分割協議等による株式の移動後のものとしてください。
- ・ 切替確認申請日と同日付で原本証明をしてください（押印は不要）。
- ・ 持分会社の場合は、上記 1. の定款で出資者を確認します（ただし、持ち分は移動後のものであることが必要です）。
- ・ 自己株式や完全に議決権のない種類株、単元未満の株式、相互保有株式（会社法第 308 条により議決権行使ができない場合：申請会社が議決権数の 25% 以上を保有する他の会社が保有する株式等）など、議決権がない株式に御注意ください。

（株）〇〇製作所 株主名簿 令和〇年〇月〇日			

原本証明

3. 履歴事項全部証明書の原本（相続開始の日以後に発行されたもの・コピー不可）

- ・ 相続開始の日以降に取得したもの
- ・ 謄本のコピーや登記情報提供サービス利用による印刷物は不可。
- ・ 先代が取締役の場合には、退任日（死亡日）が記載されているもの。

4. 従業員数証明書及び証明書類（相続開始の日の従業員数）

表紙（様式自由。下記例を参考にしてください）に、①厚生年金保険の標準報酬月額決定通知書、②健康保険の標準報酬月額決定通知書、③その他の証明書類を添付してください。

令和●年●月●日
従業員数証明書
神奈川県知事 殿
株式会社〇〇製作所 代表取締役 〇〇 〇〇
相続の開始の時（令和〇年〇月〇日）における当社の従業員数は 100 人であることを証明します。

※令和●年●月●日は、切替確認申請日と同じ日付で作成してください。押印は不要です。

〔証明書類とは〕

常時使用する従業員の数を証する次の書類になります。なお、短時間労働者は従業員数から除きます。

- ▶ 厚生年金保険法、健康保険法に基づく標準報酬月額の決定を通知する書類
（標準報酬決定通知書・資格取得確認通知書・資格喪失確認通知書、又は被保険者縦覧照会回答票）
- ▶ 75 歳以上の者（正社員なみの雇用形態の者（平均的な従業員と比して労働時間が 4 分の 3 以上）に限る）
の場合は、2 月を超える雇用契約書及び相続開始の日前後の給与明細書
- ▶ 使用人兼務役員がいる場合は、兼務役員雇用実態証明書、雇用保険の被保険者資格を証する書類、
2 月を超える使用人としての雇用契約書及び使用人給与明細書など、いずれかの使用人としての職
制上の地位を証する書類

〔証明書類の添付手順〕

< 手順 1 >

相続開始の日から見て直前に、日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険被保

険者標準月額決定通知書（通知対象外の方の「(同) 改定通知」を含む）」（毎年7～9月頃）の写しを添付してください（事業所ごとに通知を受けている場合は全ての事業所について添付）。

※相続の年の通知が来る前に相続が開始した場合は、前年の通知書の写しを添付。

なお、上記通知書に代えて「被保険者縦覧照会回答票」で証明する場合は、相続開始の日から一定期間（約2～3週間）経過後に、健康保険・厚生年金の手続きの終了を確認の上で年金事務所へ申請（退職者も含めて請求）し交付された回答票の写しを添付。この場合、手順2は不要です。

＜手順2＞（「被保険者縦覧照会回答票」で証明する場合は不要）

上記決定手続き以降、相続開始の日までの間に被保険者の増減があった場合には、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」または「健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書」の写しを時系列に揃えて添付。なお、手順1の※に該当した場合には、相続の年の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準月額決定通知書」の写しも添付。

＜手順3＞

上記手順で揃えた各通知書に記載された方のうち、短時間労働者、役員、使用人兼務役員については、その旨が分かるマークを付記（例：短時間労働者⇒短、役員⇒役、使用人兼務役員⇒使）。

なお、厚生年金保険・健康保険は、段階的に短時間労働者への適用が拡大されており注意が必要です。県での確認時に、決定通知書に記載されている「標準報酬月額」により、事業所の所在地における最低賃金額から逆算して、短時間労働者（所定労働時間の4分の3未満の勤務形態の者）と推測される者が含まれている場合には、確認の上で従業員数から除外していただきます。

（例）所定労働時間（日）：8時間、年間休日：125日、最低賃金：1,162円とした場合

年間所定労働時間＝年間労働日数×所定労働時間（日）＝（365－125）×8＝1,920H

標準報酬月額判定の目安＝（1,920H×1,162円）÷12ヶ月×3/4＝139千円（月額）

＜手順4＞

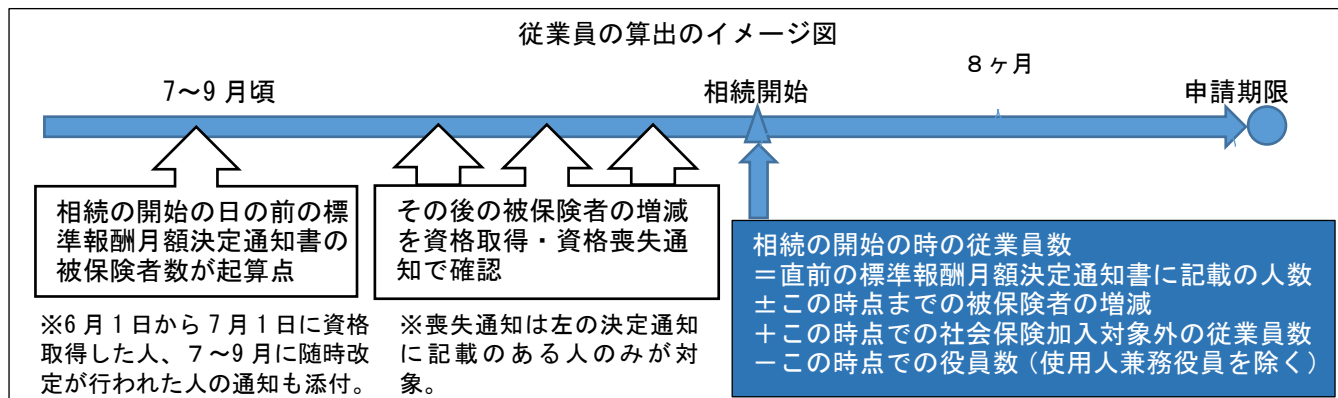
厚生年金保険または健康保険のいずれにも加入対象となっていない従業員（例：75歳以上の従業員）がいる場合には、その方に関する雇用契約書（2月を超える雇用であること及び正社員並みの雇用形態であることがわかるもの）及び給与明細書（相続開始の日前後のもの）の写しを添付。

＜手順5＞

厚生年金保険または健康保険の加入対象者に、使用人兼務役員がいる場合は、使用人としての職制上の地位が分かる書類や雇用保険に加入していることが分かる書類等を添付。

＜手順6＞

以上の手順により揃えた証明書類に基づき、従業員数が多い場合には、「従業員数算出整理表」等により整理し算出した上で、相続の開始の時に常時雇用従業員数を明記した表紙（前頁例）に添付。



4

《ケース2》従業員数5人未満の企業

ケース1に該当しない場合（事業実態要件を満たさない場合）

- ① 当該事業年度（相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度）に関する決算書類
 - ・貸借対照表
 - ・損益計算書（販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書等含む）
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表
 - ・事業報告書（又は法人事業概況説明書）
 - ・減価償却明細表（固定資産台帳）
 - ・勘定科目内訳書
 - ・法人税申告書別表4の写し
- ② 切替確認申請書に記入した特定資産明細表を裏付ける書類
 - 切替確認申請書の特定資産明細表の有価証券の項目において「特別子会社の株式または持分（*4を除く）」欄に記入した場合
 - ・当該事業年度末日現在における当該特別子会社の株主名簿の写し（原本証明）
 - ・当該事業年度末日以降の当該特別子会社の履歴事項全部証明書の原本
 - ・当該事業年度末日の翌日からみて直前以降の当該特別子会社の事業年度に関する特定資産明細表
 - ・同上の当該特別子会社の事業年度に関する決算書類〔当該特別子会社が事業実態要件を満たす場合はケース1と同様の書類（明細表（1）～(30)欄の記載省略も同様）及び従業員数証明書（証明書類含む）。満たさない場合はケース2と同様。〕
 - 切替確認申請書の特定資産明細表の不動産の項目において「現に自ら使用しているもの」欄に記入した場合
 - ・当該不動産を自ら使用していることがわかる書類（会社パンフレット、所在地等が確認できる外観写真、地図の写しなど）
 - 切替確認申請書の特定資産明細表の不動産の項目において、1つの物件を「現に自ら使用しているもの」欄と「現に自ら使用していないもの」欄に按分して記入した場合は次の書類を追加
⇒ 特別子会社等への賃貸なども現に自ら使用していないものに該当
 - ・当該不動産の一部に関する賃貸借契約書の写し
 - ・合理的な按分を行ったことがわかる書類（建物図面の写し、按分計算書（任意様式；土地や建物付属設備等も考慮すること）など）
 - 有価証券、不動産、車両等を売却等（車両の下取り等含む）した場合
 - ・譲渡価格等を証する書類（領収書、総勘定元帳の写しなど）
- ③ やむを得ない事由により資産保有型等に該当した場合に6ヶ月以内に解消したことを証する書類
 - ・資産保有型等が解消したことがわかる特定資産明細表又は計算書など
 - ・特定資産明細表又は計算書の日時や金額の根拠を証する書類（試算表、元帳など）

（注意）事業実態要件の欠落（常時使用する従業員が5人未満になる等）については、「やむを得ない事由」に該当しません。資産管理会社（資産保有型等が常態である会社）が、認定後に事業実態要件を満たさなくなった場合、その時点で納税猶予が打ち切りになるので注意が必要です。

6. 相続開始の日以後、申請企業が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

誓 約 書

令和●年●月●日

神奈川県知事 殿

株式会社○○製作所
代表取締役 ○○ ○○

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項の規定（当該規定が準用される場合を含む）による確認申請をするにあたり、当社は、相続の開始の時以後において、同法施行規則で規定する上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないことを誓約します。

※令和●年●月●日は、切替確認申請日と同じ日付で作成してください。押印は不要です。

※事業継続期間5年間経過後の申請の場合は、「上場会社等又は」の部分は不要です（削除してください）。

7. 特別子会社・特定特別子会社に関する誓約書

特別子会社・特定特別子会社が上場会社等や風俗営業会社に該当しないこと等を誓約するものです。

（例1）特別子会社はあるが、その特別子会社はいずれも外国会社ではなく、かつ、特別子会社が特定特別子会社に該当する場合

誓 約 書

令和●年●月●日

神奈川県知事 殿

株式会社○○製作所
代表取締役 ○○ ○○

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項の規定（当該規定が準用される場合を含む）の申請をするにあたり、相続の開始の時において、下記に掲げる当社の特別子会社は、同法施行規則で規定する外国会社に該当しません。

また、相続の開始の時以後において、下記に掲げる特定特別子会社が同法施行規則で規定する上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

○○○○株式会社（所在地：神奈川県海老名市下今泉 XXX-1）

※令和●年●月●日は、認定申請日と同じ日付で作成してください。押印は不要です。

※事業継続期間5年間経過後の申請の場合は、「上場会社等又は」の部分は不要です（削除してください）。

(例2) 特別子会社はあるが、その特別子会社はいずれも外国会社、特定特別子会社に該当しない場合

誓約書

令和●年●月●日

神奈川県知事 殿

株式会社〇〇製作所
代表取締役 〇〇 〇〇

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項の規定（当該規定が準用される場合を含む）の申請をするにあたり、相続の開始の時において、下記に掲げる当社の特別子会社は、同法施行規則で規定する外国会社に該当しません。

記

〇〇〇〇株式会社（所在地：神奈川県海老名市下今泉 XXX-1）

※令和●年●月●日は、認定申請日と同じ日付で作成してください。押印は不要です。

(例3) 外国会社である特別子会社があるが、申請会社または申請会社と支配関係にある法人が当該外国会社たる特別子会社の株式等を保有していない場合で、かつ、別の国内会社である特別子会社が特定特別子会社に該当する場合

誓約書

令和●年●月●日

神奈川県知事 殿

株式会社〇〇製作所
代表取締役 〇〇 〇〇

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項の規定（当該規定が準用される場合を含む）の申請をするにあたり、相続の開始の時において、当社又は当社による支配関係にある法人が、下記1に掲げる当社の特別子会社の株式を有していないことを誓約します。

また、相続の開始の時以後において、下記2に掲げる当社の特定特別子会社が同法施行規則で規定する上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないことを誓約します。

記1

EbinaCo.Ltd.（所在地：XXXX ebina central street...USA）

記2

〇〇〇〇株式会社（所在地：神奈川県海老名市下今泉 XXX-1）

※令和●年●月●日は、認定申請日と同じ日付で作成してください。押印は不要です。

※事業継続期間5年間経過後の申請の場合は、「上場会社等又は」の部分は不要です（削除してください）。

(例4) 外国会社である特別子会社があり、かつ、申請会社または申請会社と支配関係にある法人が当該外国会社たる特別子会社の株式等を保有している場合で、かつ、いずれの特別子会社も特定特別子会社に該当する場合

[注意] この場合、相続の開始の時点における従業員が5人以上いることが要件となります。

誓約書

令和●年●月●日

神奈川県知事 殿

株式会社○○製作所
代表取締役 ○○ ○○

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項の規定（当該規定が準用される場合を含む）の申請をするにあたり、相続の開始の時以後において、下記に掲げる当社の特定特別子会社が同法施行規則で規定する上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

海○○○○株式会社（所在地：神奈川県海老名市下今泉 XXX-1）

EbinaCo.Ltd（所在地：XXXX ebina central street...USA）

※令和●年●月●日は、認定申請日と同じ日付で作成してください。押印は不要です。

※事業継続期間5年間経過後の申請の場合は、「上場会社等又は」の部分は不要です（削除してください）。

(例5) 特別子会社がない場合

誓約書

令和●年●月●日

神奈川県知事 殿

株式会社○○製作所
代表取締役 ○○ ○○

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項の規定（当該規定が準用される場合を含む）の申請をするにあたり、相続の開始の時以後において、当社には同法施行規則で規定する特別子会社がないことを誓約します。

※令和●年●月●日は、認定申請日と同じ日付で作成してください。押印は不要です。

8. 戸籍謄本等の原本（相続の開始の時ににおける以下の者のもの）

- ・ 贈与者（死亡による除籍謄本）
- ・ 受贈者（現代表者である後継者）
- ・ 申請会社の議決権を有する親族全員
- ・ 剰余金の配当等又は損金不算入給与を受けた親族全員（ケース 1 実態要件に該当の場合は不要）

※戸籍謄本等だけでは親族関係が分からない場合は、関係性が分かる書類（除籍謄本等）

⇒登記された「法定相続情報一覧図」に関係性が全て網羅されている場合は戸籍謄本も含め不要です。

※この他、同族関係者であることを証明する資料をいただくことがあります。

9. その他、認定の参考となる書類

- ・ 直前期末から相続の開始の時の間に、資産又は負債に著しい増減があった場合や、合併、株式交換等があった場合には、相続の開始の時の貸借対照表、その事業年度開始の日から相続の開始の時までの損益計算書、株主資本等変動計算書などを提出していただくことがあります。
- ・ その他、認定の判断ができない場合、参考となる資料をいただくことがあります。

10. 確認書交付用のあて先が記入されている返信用レターパック等

- ・ レターパック（推奨）又は郵送料+特定記録料の切手（不足が生じないよう注意）を貼付した封筒（角 2）。
- ・ あて先については、切替確認申請の支援を行っている税理士・公認会計士事務所等でも構いません。

11. 連絡先・担当者の名刺、メモ、送付文など（電話番号、メールアドレス、担当者が分かるもの）

- ・ 切替確認申請の支援を行っている税理士・公認会計士事務所等でも構いません。

（注意）

- ・ 切替確認後も、事業継続期間中の 5 年間（認定の有効期間）は、引き続き贈与認定申請に係る「年次報告」が必要です。
- ・ 事業継続期間の 5 年経過後に相続が発生した場合にも、県への切替確認申請が必要になります。
- ・ 納税猶予を継続せず相続税を納付する場合には、相続開始の日の翌日から 8 ヶ月以内に「臨時報告」が必要になります（事業継続期間のみ）。

【猶予継続贈与（免除対象贈与）を行った場合の取り扱い】

猶予継続贈与とは、納税猶予を受けている後継者（2 代目）が、事業継続期間の 5 年経過後に、株式等を次の後継者（3 代目）に贈与し、その後継者が納税猶予を受ける場合における贈与をいいます（2 代目の贈与税は免除）。後継者（2 代目）が先代経営者（1 代目）の生きているうちに、次の後継者（3 代目）に猶予継続贈与を行った場合で、先代経営者（1 代目）の相続が発生したときは、猶予対象株式等は 3 代目が取得したものとみなして相続税を計算するため、3 代目が切替確認の手続きを行う必要があります。（なお、2 代目にやむを得ない理由が生じ、3 代目に贈与した場合を含みます。）

〔提出書類チェックリスト（切替確認）〕

【申請書（２部）】

□『施行規則第 13 条第 2 項の規定による確認申請書』（様式第 17）

⇒捺印による修正対応希望の場合、正本及び副本（袋綴じ）※添付書類は袋綴じしないでください。

【添付書類（各 1 部）】※ 2 部以上提出しないでください。複数同時申請の場合、重複書類の省略は可です。

□定款の写し（原本証明が必要）※変更事項を改訂していない場合は議事録の写し等を添付

□株主名簿の写し（原本証明が必要）※相続の開始の日（相続開始の日付で株式相続後）のもの

□履歴事項全部証明書の原本（相続開始の日以降に発行されたもの）

□従業員数証明書及び証明書類（相続開始の日の従業員数）

⇒証明書類：健康保険・厚生年金保険被保険者標準月額決定通知書、資格取得・資格喪失確認通知書等

□相続開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度の決算関係書類等

⇒決算書類のほかに、《ケース 1》では、事業所の土地・建物の謄本や賃貸借契約書写し及び前回基準日以降の売買契約書、請求書等の写し、《ケース 2》では、特定資産明細表を裏付ける書類が必要です。

□申請企業が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

□特別子会社・特定特別子会社に関する誓約書

□戸籍謄本等の原本（相続の開始の時にける贈与者（除籍）、受贈者、株式保有等の親族）

□その他、確認の参考となる書類（必要な場合のみ）

□返信用レターパック等（返信先を記載）

□連絡先・担当者の名刺、メモ、送付文等（電話番号、メールアドレス、担当者が分かるもの）

〔記載例〕

これはあくまで作成例です。詳しくは経営承継円滑化法施行規則及び申請マニュアル等で御確認ください。

様式第 17

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 13 条第 2 項の規定による確認申請書

神奈川県知事 殿

令和〇年〇月〇日

郵便番号 243-0435
会社所在地 神奈川県海老名市下今泉 705-1
会社名 株式会社かながわ中小企業
電話番号 046-235-5620
代表者の氏名 神奈川 後継

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 13 条第 1 項（当該規定が準用される場合を含む。）の規定により、以下の確認を受けた
いので、下記のとおり申請します。

1 申請者の種別について

申請者の種別	☐ 第一種特別贈与認定中小企業者等 ☐ 第二種特別贈与認定中小企業者等 ☒ 第一種特例贈与認定中小企業者等 ☐ 第二種特例贈与認定中小企業者等
認定年月日及び番号	令和〇年〇月〇日（企支第××号）

2 経営承継受贈者について

経営承継贈与者の相続の開始の時ににおける総株主等議決権数	(a) 1,000 個
氏名	神奈川 後継
住所	神奈川県海老名市下今泉 705-1
経営承継贈与者の相続の開始の直前ににおける経営承継贈与者との関係	☒ 直系卑属 ☐ 直系卑属以外の親族 ☐ 親族外

説明文に「経営承継贈与者の相続の開始の時ににおける…」とあり少し分かり
り難いですが、「経営承継贈与者の…」というのは単に「相続開始の時」の
みを指しており、タイトルに「2 経営承継受贈者について」とあるように、
次頁も含めてこれらの欄には、経営承継受贈者（後継者である現代表者）の
ことを記載します。

後継者である現代表者の氏名・
住所を記載し、先代経営者との親
族関係について該当箇所にレ点又
は黒塗りでチェックします。

確認申請書を提出する日。
なお、申請の期限は相続開始の日
の翌日から 8 ヶ月を経過する日で
す。
申請の期限が土日祝日の場合は、
次の平日が期限となります。（当日
消印有効）
なお、贈与をした同年に相続が発
生した場合は、手続きが異なる場合
があるので事前に担当者までご連
絡ください。

会社所在地、会社名、代表
者の氏名は、会社の登記簿謄
本と同様の記載とします。代
表者の氏名は記名でも差し支
えありません（押印不要）。

認定申請時の種別をレ点又
は黒塗りでチェックします。
用語の意味は次のとおりで
す。
第一種：先代経営者
第二種：先代経営者以外の株主
特 別：従来（一般）措置
特 例：特例措置

認定書右上に記載のものと
す。番号は年月日の上段に記載
しています。

相続発生（先代の死亡）時の
申請会社の発行株式総数に係
る議決権の数を記載してくだ
さい（単元株を設定している
場合には、株式総数と議決権
数が異なるのでご注意ください
（以下同様））。なお、自己株
式や完全に議決権のない種類
株式、単元未満の株式、相互保
有株式（会社法第 308 条によ
り議決権行使ができない場
合：申請会社が議決権数の
25%以上を保有する会社が保
有する株式等）など、議決権
のない株式は含めません。

経営承継贈与者の相続の開始の時ににおける同族関係者との保有 議決権数の合計及びその割合			(b)+(c) 875 個 ((b)+(c))/(a) 87.5%
経営承継贈与者の相続の開始の時ににおける保有議決権数及びその割合			(b) 700 個 (b)/(a) 70.0%
経営承継贈与者の相続の開 始の日における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその 割合
	神奈川 妻子	神奈川県海老名市下 今泉 705-1	(c) 100 個 (c)/(a) 10.0%
	横浜 長女	神奈川県横浜市中区 尾上町 5 丁目 80 番地	(c) 25 個 (c)/(a) 2.5%
	神奈川中小物流 (株)	神奈川県海老名市下 今泉 705-1	(a) 50 個 (c)/(a) 5.0%

相続の開始の時（相続後）の後継者（現代表）と親族の保有議決権数等について記載してください。添付資料として、この日における株主名簿の写しを添付します。

パーセンテージは、小数点第 1 位まで記載＝第 2 位以下切り捨てです（以下全頁同様）。

申請会社の議決権を保有する同族関係者が複数いる場合は、欄を追加し記載してください（別紙可）。なお、相互保有関係にある同族会社で、会社法第 308 条により議決権行使ができない場合は含めません。

拒否権付種類株式（いわゆる黄金株）を発行している場合に記載します。

複数の事業を行っている場合、売上の一番多い事業について、製造業その他/卸売業/小売業/サービス業などが判別できるように記載してください。

相続発生日（先代の死亡日）です。（ ）内は、継続贈与（先々代から先代も納税猶予）をした場合に先々代死亡時の切替確認のことを示しています。

(a)欄には、厚生年金保険に加入している人数を記載してください。なお、正規従業員と比較して 4 分の 3 に満たない短時間労働者等は含みません（以下同様）。

(b)欄には、厚生年金保険の加入対象外で健康保険のみに加入(70～74 歳)の常時使用する従業員数を記載してください。

(c)欄には社会保険加入対象外(75 歳以上)の常時使用する従業員数を記載してください。

(d)欄には、(a)～(c)でカウントした方のうち、役員の数に記載してください(会社にいる全役員の数ではない)。なお、役員とは株式会社の場合には、取締役、会計参与、監査役を指しますが、使用人兼務役員の方は含みません。

3 会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式について

会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*1)の発行の有無	有 ☐ 無 ☒
(*)を発行している場合にはその保有者	氏名（会社名）住所（会社所在地）

4 認定中小企業者について

主たる事業内容	機械部品の製造
資本金の額又は出資の総額	100,000,000 円
経営承継贈与者（当該認定中小企業者の認定贈与株式を中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項の認定に係る贈与をした経営承継受贈者のうち最も古い時期に当該認定中小企業者の認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者。以下同じ。）の相続の開始の日	令和〇年〇月〇日 例では、95+5+0-3=97 人
経営承継贈与者の相続の開始の時ににおける常時使用する従業員の数	(a)+(b)+(c)-(d) 97 人
厚生年金保険の被保険者の数	(a) 95 人
厚生年金保険の被保険者ではなく健康保険の被保険者である者の数	(b) 5 人
厚生年金保険・健康保険のいずれの被保険者でもない従業員の数	(c) 0 人
役員（使用人兼務役員を除く。）の数	(d) 3 人

従業員数（同一生計の親族を除く）５人以上で「事業実態要件」を満たす場合は、それを証明する書類等を添付することにより明細表の(1)～(30)の記載は省略できます。ただし、その場合においても、「相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度」「総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）」の欄は記載する必要があります。

経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度（令和●年●月●日から令和●年●月●日まで）における特定資産等に係る明細表

種別		内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分（(*4)を除く。）	神奈川中小物流㈱の株式 200 株		(1) 10,000,000 円	(12) 0 円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*4)	—		(2) — 円	(13) — 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの	A社株式 20,000 株		(3) 2,000,000 円	(14) 90,000 円
		B投資信託		1,000,000 円	10,000 円
不動産	現に自ら使用しているもの	海老名市下今泉705-1の土地 600㎡のうち3分の2部分	自己使用 （本社事務所）	(4) 100,000,000 円	(15) 0 円
		同上の建物のうち1階部分		5,000,000 円	
		上記に係る建物 付属設備（電気工事一式）		500,000 円	
		横浜市中区尾上町5丁目80番地の借地権150㎡	自己使用 （従業員宿舍）	120,000,000 円	0 円
		同上の建物		30,000,000 円	
		記に係る建物 付属設備（電気工事一式）		1,000,000 円	

相続開始日（先代の死亡日）の翌日の直前の事業年度の決算期間を記載（この欄は省略できません）。

有価証券とは、金融商品取引法第2条第1項の有価証券及び第2項のみなし有価証券が該当します。
内容欄は該当するもの全てを、銘柄ごとに分けて数量等を記載。帳簿価額は、期末簿価でそれぞれ金額を記載。運用収入欄は、期中の配当金等のほか、売却した時の対価（売却益ではなく売却額）も含まれます。

不動産とは、土地、借地権、建物、建物と一体不可分の付属設備及び建物と同一視できる構築物が該当します。
内容欄は、上記に該当するもの全てを所在・面積及び種別が分かるよう具体的に記載してください。
利用状況欄は、事業用として使用していることが分かるよう記載してください。
＜自ら使用の例＞
本社、支店、工場、従業員宿舍
＜自ら使用ではない例＞
販売用土地、賃貸マンション、役員住宅、遊休地
帳簿価額は、期末簿価でそれぞれ金額を記載してください。
運用収入欄は、期中の受取家賃のほか、期中に売却した時の対価（売却益ではなく売却額）も含まれます。

	現に自ら使用していないもの	海老名市下今泉705-1の土地600㎡のうち3分の1部分 同上の建物のうち2階部分 上記に係る建物付属設備（電気工事一式）	第三者に賃貸（神奈川中小物流株本社及び役員住宅）	(5) 50,000,000 円 2,500,000 円 250,000 円	(16) 360,000 円	同一の土地・建物の中に、自社利用している部分とそうでない部分がある場合は、床面積割合など、合理的な方法により土地なども按分して記載してください。 ⇒計算明細及び根拠資料（土地・建物謄本、建物平面図など）資料添付。 この記載例では、1階を自ら使用し、2階を関係会社及び役員に賃貸しているため、同一不動産を床面積割合で按分し、自ら使用欄と使用していない欄に分けて記載してください。
		横浜市中区日本大通1の建物	遊休資産	50,000,000 円	0 円	
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの	—	—	(6) — 円	(17) — 円	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利において、事業の用に供する目的のものには、例えばゴルフ会員権販売事業者が保有する在庫等が該当します。 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石において、事業の用に供する目的のものには、例えば宝石販売事業者が保有する在庫等が該当します。 期中において資産を売却した場合の記載例です。 この記載例は、絵画Eを3百万で売却し期末の帳簿価額は0円、運用収入として売却対価（売却益ではなく売却額）を記載します。 「現預金その他これらに類する資産」とは、申請会社の資産のうち、現金や各種預貯金だけではなく、保険積立金等の積立金なども該当します。 「貸付金及び未収金その他これらに類する資産」とは、申請会社の資産（債権）のうち、経営承継相続人（後継者）及びその同族関係者に対する預け金や差し入れ保証金、立替金等も該当します。 利用状況欄は、貸付金・未収金の債務者又は会社名を記載してください。
	事業の用に供することを目的としない有するもの	Cゴルフ倶楽部会員権	投資目的	(7) 3,500,000 円	(18) 0 円	
		Dリゾート利用券	遊休資産	1,000,000 円	0 円	
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの	—	—	(8) — 円	(19) — 円	期中において資産を売却した場合の記載例です。 この記載例は、絵画Eを3百万で売却し期末の帳簿価額は0円、運用収入として売却対価（売却益ではなく売却額）を記載します。
	事業の用に供することを目的としない有するもの	絵画E	観賞用	(9) 0 円	(20) 3,000,000 円	
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	現金 当座預金 定期預金 保険積立金		(10) 100,000,000 円 200,000,000 円 30,000,000 円 20,000,000 円	(21) 0 円 0 円 10,000 円 0 円	「現預金その他これらに類する資産」とは、申請会社の資産のうち、現金や各種預貯金だけではなく、保険積立金等の積立金なども該当します。 「貸付金及び未収金その他これらに類する資産」とは、申請会社の資産（債権）のうち、経営承継相続人（後継者）及びその同族関係者に対する預け金や差し入れ保証金、立替金等も該当します。 利用状況欄は、貸付金・未収金の債務者又は会社名を記載してください。
	経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者等（施行規則第1条第17項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金	短期貸付金	神奈川先代に対する短期貸付金	(11) 5,000,000 円	(22) 0 円	
		未収入金	神奈川中小物流株に対する未収入金	30,000,000 円	0 円	
		未収入金	Kanagawa Co.Ltd.に対する未収入金	20,000,000 円	0 円	
	その他これらに類する資産					

「資産の帳簿価額の総額」は、貸借対照表の資産の部の合計額を記載します（ただし、①貸倒引当金、投資損失引当金などを計上している場合は、引当て前（控除前）の金額を記載。②減価償却資産・特別償却資産・圧縮記帳資産は、減価償却資産累計額・特別償却準備金・圧縮積立金等を控除後の価額を用いる（直接原価方式に合わせ計算））。

特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 479,140,000 円	特定資産の運用収入の合計額	(28)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) 43,570,000 円	「総収入金額」は、損益計算書の「売上高+営業外収益+特別利益」の合計額を記載します。 ただし、期中に固定資産や有価証券の売却があった場合は、 <u>売却損益の額を売却額(対価)に直してから金額を加算し総収入額を計算。車の下取りなども下取り額で計算します。</u>
資産の帳簿価額の総額	(24) 1,000,000,000 円	総収入金額	(29) 500,000,000 円	
経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日以前の5年間（贈与の日前の期間を除く。）に経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等	(25) 一円	「剰余金の配当等」は、当該期間中に経営承継相続人及びその同族関係者に支払われた剰余金や配当金の合計額を記入します。 「損金不算入となる給与」は、当該期間中に経営承継相続人（後継者）及びその同族関係者に支払われた給与のうち、法人税法第34条及び第36条により損金に算入されない金額があった場合にその合計を記入します。
		損金不算入となる給与	(26) 一円	
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(27)=((23)+(25)+(26))/((24)+(25)+(26)) 47.9%	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)=(28)/(29) 8.7%	
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）		450,000,000 円		
損益計算書の売上高を記載（この欄は省略できません）。				
5 やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合				
該当した日	年 月 日			
その事由				
解消見込時期	年 月 頃			
例えば、設備投資のために銀行借入をした場合など、事業の都合上やむを得ず一時的に特定資産の割合が70%以上になった場合、6ヶ月以内に解消された場合には、資産保有型会社とみなさず認定を受けることができます。				

6 相続の開始の時以後における特別子会社について

区分	特定特別子会社に <u>該当</u> / 非該当		
会社名	神奈川中小物流株式会社		
会社所在地	神奈川県海老名市下今泉 705-1		
主たる事業内容	運送業		
総株主等議決権数	(a) 1,000 個		
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
	神奈川 後継	神奈川県海老名市下今泉 705-1	(b) 800 個 (b)/(a) 80.0%
	株式会社かながわ 中小企業	神奈川県海老名市下今泉 705-1	(b) 200 個 (b)/(a) 20.0%

区分	特定特別子会社に 該当 / <u>非該当</u>		
会社名	Kanagawa Co.Ltd.		
会社所在地	705-1 ebina central street...USA		
主たる事業内容	製造業		
総株主等議決権数	(a) 50,000 個		
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
	神奈川 次男	神奈川県海老名市下今泉 705-20	(b) 30,000 個 (b)/(a) 60.0%
	Taro Ebinanya	700-10 ebina central street...USA	(b) 20,000 個 (b)/(a) 40.0%

相続開始の時以後に特別子会社が複数ある場合は表を追加して、それぞれ記載してください。

なお特別子会社、特定特別子会社とは以下のとおりです。

＜特別子会社＞

申請会社とその代表者（経営承継相続人）及び同族関係者が保有する議決権が、総議決権の過半数に達する会社を指す。いわゆる「子会社」とは定義が異なります。

＜特定特別子会社＞

特別子会社のうち、申請会社とその代表者（経営承継相続人）及び代表者と生計を一にする親族等の同族関係者が保有する議決権が、総議決権の過半数に達する会社を指します。

「株主又は社員」欄は、議決権を有する株主（持ち分会社の場合は社員）について、欄を追加するなどして全て記載してください（別紙可）。

【参考】切替確認時の要件と認定要件、納税猶予の維持要件（取消事由に該当しない）の比較表

	満たすべき要件	認定要件 (注1)	事業継続期間（5年間）		事業継続期間経過後	
			維持要件	切替確認	維持要件	切替確認
会社の要件	中小企業者であること	○	—	—	—	—
	上場会社等に該当しないこと	○	○	○	—	—
	風俗営業会社に該当しないこと	○	○	○	—	○（注3）
	資産保有型会社等に該当しないこと	○	○	○	○	○
	総収入金額が零を超えていること	○	○	○	○	○
	従業員数が1人以上いること （海外子会社がある場合は5人以上）	○	—	○（注3）	—	○（注3）
	特定特別子会社が大会社に該当しないこと	○	—	—	—	—
	特定特別子会社が上場会社等に該当しないこと	○	—	○（注3）	—	—
	特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと	○	○	○	—	○（注3）
	後継者以外の者が拒否権付株式を保有していないこと	○	○	○	—	○（注3）
	その他取消事由に該当していないこと（注2）		○	（○）	○	（○）
後継者の要件	（代表権・議決権に制限のない）代表者であること	○	○	○	—	○（注3）
	同族関係者で総議決権数の過半数を保有していること	○	○	○	—	○（注3）
	同族関係者内で筆頭株主であること	○	○	○	—	○（注3）
	贈与により取得した株式等を継続して保有していること	○	○	（○）	○	（○）
	その他取消事由に該当していないこと（注2）		○	（○）	○	（○）

○：要件を満たす必要があります

—：要件を満たす必要がありません

（○）：切替確認時の確認要件ではありませんが、要件を満たしていることが前提になります

（注1） 認定要件については、後継者の年齢、役員3年以上就任の要件等の認定時のみに特有の要件は省略しています。

（注2） その他取消事由については、国のマニュアル「第4章 認定の取消について」を参照してください。

（注3） 納税猶予の維持要件と切替確認の要件で異なります。維持要件を満たしており取消事由に該当していなくても、切替確認の要件を満たしていないと納税猶予の切替が適用されませんのでご注意ください。

〔申請窓口（申請書提出先）〕

登記上の本社所在地が神奈川県の中小企業の方は、次の窓口が申請書の提出先になります。なお、郵送のみの受付となります（消印有効）。

名 称	所 在 地	電 話
かながわ中小企業成長支援ステーション	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県中小企業支援課内	0 4 5 - 2 8 5 - 0 7 4 8

※ 申請窓口へ来訪し相談される場合は、事前の電話予約が必要です。